

「令和元年度 第5回高知県総合教育会議」

開催日 令和2年2月4日（火）15：15～17：00

場所 高知県人権啓発センター6階 ホール

---

（司会）

それでは、定刻となりましたので、ただいまから「令和元年度第5回高知県総合教育会議」を開会いたします。

私は、議事進行を担当いたします高知県総務部長の君塚です。どうぞよろしくお願いいたします。以降、座って進行させていただきます。

本日の会議は、濱田知事となりまして初めての会議でございます。ご出席の皆様をお手元の名簿順にまずご紹介させていただきます。

まず、濱田省司高知県知事でございます。

（濱田知事）

濱田でございます。よろしくお願いいたします。

（司会）

会場時計回りに、伊藤博明教育長です。

（伊藤教育長）

伊藤でございます。よろしくお願いいたします。

（司会）

平田健一教育委員です。

（平田委員）

平田健一でございます。よろしくお願いいたします。

（司会）

中橋紅美教育委員です。

（中橋委員）

中橋です。よろしくお願いいたします。

(司会)

木村祐二教育委員です。

(木村委員)

木村です。よろしくお願いします。

(司会)

永野隆史教育委員です。

(永野委員)

永野です。よろしくお願いします。

(司会)

森下安子教育委員です。

(森下委員)

森下でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

よろしくお願いいたします。

それでは開会に当たりまして、濱田知事からご挨拶を申し上げます。

(濱田知事)

本日は教育委員の皆様、大変ご多用の中お集まりをいただきまして誠にありがとうございます。昨年12月7日付けで高知県知事に新たに就任いたしました濱田省司でございます。どうかよろしくお願いいたします。

さて、当会議は教育委員の皆様と私、知事であります濱田との意思疎通といえますか、いろんな形での連携・協力を図っていくための制度と理解しております。また、この制度ができました直接的なきっかけは、大津市におけますいじめ事件であったと聞いております。言わばああした形で、不幸なことでありますけれども、子どもの命に関わるような危機管理、そういった局面を想定しますと教育委員会の本来の所掌である学校に関わることにつきましても、知事も公選で選ばれた民意を直接代表する身としてしっかりと教育委員会と連携・協力、あるいは意思疎通を図っていかなければいけない。そういう意味で日常的にこの総合教育会議の場で意見交換を図ることに大きな意義があると感じております。どうかよろしくお願いいたします。

また、この総合教育会議、本日の主な議論の議題は、第2期の教育大綱に関しましての

意見の集約ということになるかと思えます。私自身、前任の尾崎知事から3期12年間の尾崎県政の取組を継承する。そしてさらに発展を図るに当たりまして、所感を簡単に3点申し上げさせていただければと思えます。

尾崎県政が非常に大きな成果を上げられていましたので、大きな路線を継承する中でさらなる発展を図っていきたいということでございますが、1点目は、やはり子どもにとってどうなのかという視点をいろんな教育に関する施策を考える際に大事にするということが本当にポイントだと思います。子どものためになっているのかということを経えずいろんな施策に関して問い直して、そこを判断基準にしていきたいという思いがあります。端的には学力の向上の取組に関しまして、知事選挙におきましては論点になった一つでございましたけれども、私自身は学力の問題のために高知の子どもたちが望む進路に進むことができないということはない、それは是非避けなければならないと思っておりますし、そういった意味で、尾崎県政は学力向上のみならず体力の向上などに関しましても非常に目に見える形で成果を上げたと認識しておりますけれども、もちろん知・徳・体のバランスのとれた生きる力を、子どもたちの生きる力を育てていく。ここが究極の目的であるということは十分肝に銘じながらこの学力向上の取組の継承も含めまして、しっかりと子どもたちの目線に立ってこの教育の施策というものを私なりに受け止め、またいろんな意味で判断をしていくことにしたいと思っております。

2つ目は、教育の現場に目を向ける。現場の視点を大事にするということでございます。この点では、第1期の教育大綱の中でもチーム学校という大きな目標を掲げられて、特に若手の先生方が個人個人でいろんな課題を抱えられて大変負担を感じられることができるだけないように、組織としての学校で、ベテランの先生方あるいは事務職員の方々なども含めまして組織で課題解決に向かっていく。そういう方向性を打ち出されて、これも成果を大きく上げてきておられると思えます。こういった視点を是非教育の現場でこの施策はどうなっているかということにも十分意を払いながら議論を進めていきたいというのが2点目でございます。

3点目が不登校などに代表されます困難な状況にある子どもたちに対する切れ目のない支援という視点を大事にしていくということでございます。この点は、今回、私自身選挙の中で、特に最近、発達障害と言われるようなお子さんが、私自身が子どもだった頃に比べるとかなり増えているという実感があるという中で、学校教育の場では、特に不登校の問題に関しましては、教育委員会でも、特に市町村の教育支援センターの機能強化を図っていくということを軸にいろんな対策を考えてもらっております。さらに行政の分野の垣根を越えますと、乳幼児の健診のような段階、幼児期の段階からできるだけ早い段階でこうした障害などの課題を抱えるお子さんたちのスクリーニングと申しますか、アセスメントもしっかり専門的な体制を作っていく。こういったことも是非強化を図りたいと思っておりますし、そういったことの一部として是非不登校の問題などについてもしっかりと意を尽くしてまいりたいと思っております。

偉そうに申し上げましたけれども、私自身、教育行政を直接担当したことが今までございませんので、是非こうした会議なども通じまして教育委員各先生の見識を吸収させていただいて、しっかりと教育問題を勉強させていただきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

(司会)

ありがとうございました。

それでは、お手元の次第に沿いまして議事を進めたいと思います。本日の会議では、次期教育大綱の策定に向けてご協議をいただきたいと思います。まず事務局から第2期教育等の振興に関する施策の大綱について説明をお願いします。

(事務局)

教育政策課長でございます。

まず、資料の1-1をご覧くださいませでしょうか。こちらの資料の1-1につきましては、昨年10月25日に行われました第3回総合教育会議の資料ということで、この骨子(案)についてご協議をいただいたところでございます。改めまして、この1の基本理念につきましては、現大綱の基本理念を継承するというので、「学ぶ意欲にあふれ、心豊かでたくましく夢に向かって羽ばたく子どもたち」、そして、「郷土への愛着と誇りを持ち、高い志を掲げ、日本や高知の未来を切り拓く人材」という、こうした基本理念の実現に向けて、この当時は6つの基本方針に基づく取組の推進、そしてこの1ページ目から2ページ目にかけてございますような知・徳・体それぞれの基本目標というものの設定についてご協議いただき確認をいただいたところでございます。

続きまして、資料1-2のほうをご覧くださいませと思います。今までご覧いただきました資料1-1で、10月時点ご議論いただいたところですけれども、その後、様々この濱田県政としての基本姿勢、先ほど知事からもお話をいただいたようなところを踏まえまして、まず今この基本理念の実現に向けた施策の体系図というもので全体の考え方を整理させていただいております。資料一番左側の基本理念、そして、その実現に向けた子どもの成長というところ、子どもの視点でどのような力を付けていくかというところがございます。また、それに向けての6つの基本方針というものをこの新大綱では設定をしております。そして、その基本方針の実現に向けた6つの基本方針の実現に向けた施策群というもので、16の施策群を整理させていただいたところがございます。

そして、それらに横断的に関わる取組としまして、前回の会議の時点ではこの横断的な取組は、「不登校への総合的な対応」という項目でございましたが、さらに、昨年12月に国のほうでもいわゆる給特法と呼ばれる働き方改革に関する法案が成立したことも踏まえまして、またこれらの16の施策群、また6つの基本方針、この前提となります「学校における働き方改革」の推進について、この基本方針に係る横断的な取組として位置付けるべ

く、後ほどまたご議論をいただければと考えております。

こうした全体像の下でございますけれども、さらにこの後触れさせていただきますが、資料 1-1 で先ほどご覧いただきました基本目標の設定につきましては、10 月以降、この骨子公表後の様々な議論ですとか、新たな濱田知事の基本姿勢を踏まえながら、県民の共感を得ながら確実な前進を果たすものとして、新たな案を作成させていただいております。そちらについても後ほどご説明をさせていただければと考えております。

資料を前後して恐縮ですけれども、この資料 1-2 に掲げた 6 つの基本方針と 16 の施策群、そこに連なる形でこの資料 1-3 でお配りをさせていただいております。

資料 1-3 につきましては、この施策群に連なる対策が全部で 55 ございます。この 55 の対策の下に各所属において実施していく各事業がここにぶら下がる形になっておりまして、そうした具体的な取組の方向性については、これは教育委員会のほうで、この教育大綱を踏まえて教育振興基本計画を策定する中で、また 100 を超えるような事業について計画をしていくといった全体の関係図となってございます。

それでは、本日につきましては、先ほど申し上げましたように、この基本目標の設定と働き方改革という新たな横断的な取組、そして大綱の原案という形で、この 3 つの観点からご議論いただければと考えておりまして、次に資料 2 に基づきまして、この基本目標の測定指標についてご説明をさせていただきます。

資料 2 をご覧ください。先ほど来申し上げましたように、この骨子公表後の様々なご議論も踏まえまして、まず、知・徳・体のそれぞれの基本目標の測定指標について改めて見直しを行っております。

まず、知の分野でございますけれども、従来の (1) 知の分野の目標という考え方については特段変更はございませんが、その下の測定指標というところについて、従来の案におきましては、この全国学力・学習状況調査の小・中学校の目標について全国的な相対的な順位、位置を目標としていたところでございますけれども、こちらについて、この下の案にございますように、それぞれ小・中学校ともに全ての評価の観点で正答率を全国平均以上とするということを追加させていただいております。こちらにつきましては、義務教育として、その後の学びに積み重ねていけるようにするためには、各観点について弱点を無くしていく。これは学力調査については、それぞれの問題に、それぞれこの観点というのが割り振られておりまして、県としてそれぞれ全国的な位置付けが測れるようになっておりますけれども、それぞれの分野について弱点を無くしていくというような必要があるのではないかと考えております。例えば全体としては、小学校の国語の部分をご覧くださいますと、現状値でも国語は、プラス 0.2 ポイントということで全国平均を全体の点数で上回っているところでございますけれども、細かく表を見ていただきますと、国語の「言語についての知識・理解・技能」についてはマイナス 1.0 ポイントということで全国平均を下回っている。本県の子どもたちの課題として強化が必要であるということがここから見とれるところでございます。

また、中学校につきましても、全体として、中学校の数学については、例えばマイナス1.7ポイントということで全国平均からは差が開いているところでございますけれども、個々の観点をご覧くださいますと、「数学的な考え方」につきましても、中学校でもプラス0.1ポイントということで、一定これまでの取組の成果が表れてきているということで、今後こうした指標を具体化していくことで長所と短所を可視化していき、より重点的に取り組むべき点が明らかになると考えております。

また、それぞれの力を引き上げていくべき必要性、そういったことについても共感を得やすくなると考えておまして、新たな指標としてこれらを加えることとしたいと考えているところでございます。

次に(2)の2ページ目をご覧くださいいただけます。徳の分野に関する目標でございます。こちらにつきましても、大もとの考え方については、これまでご議論いただいたものをそのまま踏襲する形になっておりますけれども、従来は、「不登校児童生徒が抜かりなく学校内外の関係機関等による個に応じた必要な支援を受けられるようにすることにより、生徒指導上の諸課題（不登校、中途退学）の状況を全国平均以下まで改善させる」という測定指標としておりました。こちらについても具体的な指標とすべくこの指標を分解しまして、まず1つ目としまして、生徒指導上の諸課題（不登校、中途退学）の状況を全国平均まで改善させるとした上で、この真ん中の表の中にプラスとありますように、現在、横断的な取組に位置付けております不登校への総合的な対応の指標として以下の2つを位置付けるということで、新規不登校児童生徒の出現率、これは継続ではなくて新たにどのような出現率になっているのかということ。また更に、抜かりなく学校内外での支援を受けられるという観点から、90日以上欠席している不登校児童生徒数に占める関係機関やスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の相談や支援を受けている児童生徒の割合といったものを加えるというようなことを考えているところでございます。

また、次の3ページ目をご覧くださいいただけます。こちらは体の分野の目標について記したものでございます。こちらについての考え方は、目標の「生涯にわたってたくましく生き抜いていくための基礎となる体力や健康的な生活習慣を身につけさせる」についてはそのままとし、また測定指標につきましても、これも全国平均以上に引き上げるというような考え方を踏襲しておりますけれども、より具体的にどこを対象を絞ってこの引上げを行っていくのかということが明らかになるようなものとしております。具体的に申しますと、この下のぼつにありますように全国体力・運動能力の結果につきましても、AからEまでの5段階の階層がございます。その中の下から2つのDとE群の児童生徒の割合を過去4年間の平均値から3ポイント以上減少させるという考え方を示しております。こちらにつきましても、やはり義務教育段階として基本的な生活習慣、または運動習慣を身につけて平均的な体力・運動能力を身につけさせるという観点からは、上位層を伸ばすのではなくて、しっかりこのDE群に位置するような子どもたちをしっかりと減らしていく。そして相対的に全国平均を超えるということ。明確化する観点からこのような指標とさせ

いただいているところでございます。

基本目標の設定につきましての説明は以上でございます。ご協議のほどをよろしく願います。

(司会)

はい。ありがとうございました。この教育大綱については、大きく3つの議題に分けて協議させていただければと思います。今ほどの事務局の説明などを踏まえまして、基本目標に関してまして皆様からご意見をいただければと思います。よろしく願います。いかがでしょうか。

(中橋委員)

ちょっと質問なんですけれども、徳の分野のところでの今回の案なんですけど、今までの議論の中では、不登校については、必ずしも学校に戻るということだけではない、学校以外でも抜かりのない支援をとというようなところで議論していたかと思うんですが、今回の案、よく読めば分かるんですけども、ぱっと見た感じ、やはり学校に戻すということを目的としてるんじゃないかなと。学校の外でも支援をする、支援のない子どもを作らないという視点のところは何となく文言として見えないんですけども、もう一度、その部分というのはどこに表現されているのか説明していただければよろしいでしょうか。

(事務局)

はい。ありがとうございます。まず考え方としまして、この生徒指導上の諸課題、不登校の状況を全国平均まで改善させるという点、前提として、委員にご指摘いただきましたように、全ての子どもたちが必ずしも状況に応じて学校に行くのは適切ではない場合もある、そういったものについては当然これまでご議論いただいていたものを踏襲しております。そうしたところから、これをゼロにするのではなくて、やはり一方で全国平均と比較したときに高知県が高い水準に止まっているというところにつきましては、一定全国平均までは改善させる必要があるのではないかとというのが大もとのこの基本目標としていただいております。また、委員にご指摘いただきましたように、一方で抜かりなく学校内外の関係機関による個に応じた支援を受けられるようにするという点につきましては、90日以上欠席している不登校生徒に占める関係機関の支援を受けている児童生徒の割合というものを、この横断的取組の指標として位置付けることとして表現したいと考えております。現在の不登校の定義としまして、年間30日以上欠席が不登校というカウントになっております。30日といいますと、週1日以上休んでしまうと当然30日を超えてしまうわけですので、必ずしも学習上支障が出てくるような程度、さらに関係機関、スクールソーシャルワーカー等の専門家の支援が必要であるか、そうしたところに着目をしていくと、90日以上欠席している児童生徒がしっかりとそうした関係機関の支援の手が行き届いている

かどうかというところを見ていくべきではないかという考え方の中で、このような案とさせていただいているところでございます。

(司会)

よろしいですか。

(中橋委員)

はい。分かりました。ただ、上に記載している以前の案では、学校内外の関係機関という、学校に限らないよってというのは、ここでメッセージとして表れているのではないかと思います。そこの学校内外という言葉が無くなっているところ、それからスクールソーシャルワーカーとかスクールカウンセラーはやはり学校を起点とした人材なのかなというところで、ここをトータルで読むと学校内の、学校に関連するというような意味合いでとれるのではないかなと思うんですが、そこの辺りはどうでしょうか。

(事務局)

はい。まず、この徳の分野の基本目標につきましては、「社会の中で互いに尊重し合い～」という部分がまず目標だというふうに考えておまして、その測定の指標として何を補足していくのかというのが、この測定指標になると考えております。ですので、当然、委員ご指摘のように、考え方としては学校内外の関係機関というのは非常に重要なことでございますので、学校内外の関係機関とのつながりを見るというところについて、これまでになかった案から、この横断的な取組のところでしたら指標として補足していくような案として、この90日以上欠席している中での関係機関のつながりというのをまず一つ見るというのを今回新たな考え方としてお示しさせていただいております。また、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーという点をご指摘いただきましたけれども、市町村教育支援センター等とのつながりというのは当然必要なものでございますけれども、一方で、やはり担任であるとか、その担任を介したスクールカウンセラー、ソーシャルワーカーの支援というのが必要な子どもたちもいると考えておまして、当然これは様々な選択肢の中からその子に最適な支援が受けられるという考え方の中で、こうした現状の案を示させていただいているというところでございます。

(司会)

よろしいでしょうか。教育長お願いします。

(伊藤教育長)

不登校の総合な対策の指標の書き方として、90日以上欠席してるところに「学校内外の」という言葉を入れればよいのではないかと。ここで中橋委員のイメージとして、どうも学校

が中心的にというふうな捉え方ができるんじゃないかとお話ですけども、教育委員会としては、前回の総合教育会議でもお話ししたように、全ての関係機関ということで、医療であったり福祉であったり、必要などところにつなげていくということですので、ここは学校内外の関係機関、SC、SSW等そういう書き方でもいいんじゃないかと思えます。

(司会)

よろしいですか。はい、平田委員さんお願いします。

(平田委員)

ご説明いただきました各基本目標について、私の思いをちょっと述べさせていただきたいと思えます。この知・徳・体の基本目標の各項目は、本県の子どもたちを概観する重要なポイントが上げられていると思っております。ある見方をすれば、基本目標の各項目を改善するために、各施策が挙げられ取り組んでいくのではないかと思っております。その中で少し気になってる1期と2期の違いのところでお聞きしたいんですけど、知について、1点目は、小学校においては全国水準ということで、さらに上位を目指すという表現を削ったのはどうしてかなと思っております。続いて高等学校の進路未定の卒業者の割合が、1期においては平成25年度11%あったものが、平成30年度には5.5ということで半減するということですが、どのような取組で、どのような理由を持った進路未定の卒業者が減ったのかということをちょっと教えていただきたい。そして第1期、2期とも3%以下という目標値を掲げていますけど、どのような理由の卒業生を今後減らしていこうと考えているのか、行きたい大学へ行きたいとか、いわゆる公務員になるんだというような子どもについてはあまり心配してないですけど、数値上は未定というところに入ってくるということで、どういう項目の未定者を減らすことによって3%以下に持っていこうと考えているのかということをお教えいただきたいなと思っております。

徳の分野ですけど、ここも道徳性等について、資料2では載ってないと思えますけど、過去の資料では、いわゆるデータの的に全国平均を3%以上上回るという表現をしていた項目だったと思えます。そこが今回削除されてると思えますが、その点はどうか。これでいいとも思えますけど、何か積極的な気持ちがちょっとトーンダウンではないかなと思っております。

次に、体という部分で、ご説明にもありました総合評価でDE群の割合を平均値、これは高知県内の平均値だと見ておりますけど、どうでしょうか。3ポイント以上減少させるということで、今回初めて載せてきましたけど、どのような指導を通してこの目標を達成しようと考えているのか、教えていただきたいと思えます。小さなことをお願いしましたけど、今までご説明もいただき、お答えもいただいた内容もあるかと思えますけど、立てた目標はこの4年間に是非達成していただきたいと強い思いを持っていますので、大変細かいところも聞きまして申し訳ないですけど、よろしくお願ひしたいと思っております。以

上でございます。

(司会)

はい。大きく4点いただきました。お願いします。

(事務局)

はい。答えさせていただきます。

まず、知の目標につきまして、さらに上位を目指すという小中学校の指標の部分でございますが、義務教育段階でも、さらに上位を目指すようなより良い教育環境を目指していくという考え方について変更したものではありません。ただ、具体的にどのように図っていくのか、向上させていくのかというのを明確とするために、この「さらに上位を目指す」ですと、なかなかどういったところの目標値なのかというのが受け手によって変わってまいりますので、そうしたところを明らかにするために、各評価の観点全てにおいて全国平均以上とするということ。こうした考え方を通じて全国上位を維持していく、より高みを目指していくというような考え方とさせていただいたところでございます。

高等学校の部分は、後ほど担当を変えてご説明をさせていただきますので、次に徳の分野に関わる点について考え方をご説明をさせていただければと思います。従来、委員ご指摘のとおり、道徳性等の割合につきましては、全国平均を3ポイント上回るというようなところございました。ただ、今この指標のほうでもご覧いただきますと、学校の決まりを守っているというようなところ、中学校は既に95.0%まで上がっていております。そうしたところで一定この高止まりといいましょうか、かなり高い水準にまで上がっているような指標もございますので、これは全国平均と比べて3ポイントというよりも、この高知県の状況を今よりもさらに改善をさせていくというような考え方の下で向上させるというような表現に変更させていただいているところでございます。

また、体の分野の目標につきましては、先ほどご説明をさせていただきましたように、この下位に当たるようなDE群の割合を、過去4年間の高知県の平均値、から3ポイント以上減少させる。こちらにつきましては、なかなか1対1の対応というよりかは、やはり基本目標になりますので、基本的な生活習慣を身につけさせるような、後ほどご議論いただきますような大綱に位置づく様々な対策、またその生活習慣とともにこの運動習慣、様々な部活動など、体の分野に関わる様々な取組を通じて、現大綱期間でございます4年間の平均値から3ポイント以上減少させるということを次期大綱期間内の目標としたいということで、この案を作成させていただいてるところでございます。

あと、高等学校に関わる部分について、高等学校課からご説明させていただきます。

(高等学校課)

高等学校課でございます。

先ほど、ご質問のありました進路未定者の割合でございますが、この5年間で半減しているという状況でございます。その理由といたしましては、やはり各学校がきめ細かにしっかり取り組んでいただいたということではございますが、1つは、やはりキャリア教育が充実してきたということ。それからもう1つは、学力向上ということで、学力の底上げが進んだということが、この半減の理由ではないかと思っております。

キャリア教育におきましては、かつては、やはり教室の中だけでいわゆる進路学習というのを進めておりましたが、今現在は、例えば、ものづくり総合技術展でありますとか、企業見学あるいは大学見学等も実際に足を運んで、実際に見学をして、自分たちが将来進む方向を具体的に探っていくような取組もしておりますし、また近年では、地域と連携した協働的な学習も進めることによりまして、学校外のような人々と触れ合う中で自分自身の将来について考えるような機会も設けられているといったようなことで、そういった各学校におけるキャリア教育が進んできたということが一つでございます。

それから、学力向上につきましては、学力定着把握検査の結果からも、いわゆるD層の生徒が減少して、上位層が増えているというような状況もございますので、確実に各学校の取組で学力の底上げが図られていると。ですから、そういった学力の底上げもあって、自分の希望する進路に進んでいる生徒が増えているのではないかなと思っております。

今後、この進路未定の生徒たち、どの部分をどう減らしていくのかということでございますが、この進路未決定者の中には、進学というところまでは決まっているのだけれども、具体的な進学先が決まってないという生徒、それから、就職が決まっているのだけれども、就職先が決まらなかったという生徒がおります。それから、その他ということで、アルバイトでありますとかパートなどを卒業後も続けていくという生徒がおります。それから、全く就職も進学も未定であるというような生徒、こういった生徒たちがこの進路未決定者の中には含まれております。

進学とか就職という方向性が決まっている生徒につきましては、さらに、この生徒たちの学力等を高めることで、具体的にその進路先、どこの大学ですとか、どこの学校とか、あるいはどこの企業、そういったところを具体的に決められるような力をしっかりつけていって、この部分も減らしていきたいというふうに思っておりますが、やはり一番問題になっていきますのは、進学も就職も全く決まってないというような生徒が毎年50名ほどいるというようなところもございまして、こういった生徒につきましては、やはりもう少ししっかり目標を持たせるような取組を、早い段階から高校に入った段階から充実していくと。おそらくこういった生徒さんについては、個別に面談をしながら具体的な希望先を決めていくという方法になろうかと思っておりますけれども、こういった生徒さんをしっかり減らしていきたいと思っております。それから、アルバイト等の生徒も140名ほどおりまして、こういった生徒についても、アルバイトとかパートが駄目だということではありませんが、やはり自分の長い将来を考えたときに、アルバイトとかパートでいいのかといったようなところもしっかり考えさせながら、全体的に進路未決定者を減らしていきたいと考えてい

るところでございます。

(司会)

平田委員さんよろしいでしょうか。

他にいかがでしょうか。

(濱田知事)

よろしいですか。

(司会)

はい、知事お願いします。

(濱田知事)

基本目標に関して、今の冒頭の中橋委員さんのご意見も含めて、私自身の考え方を言いますと、より柔軟に、従前の指標に加えてよりきめ細かなより具体的な指標を補足して、目標として設定をして、この全体の手段としてそういう細かな部分、具体的な部分を上げていくことで全体上げていこうという発想は大変いいと思うのですが、もし総括的に言いかえていたところが、表現ぶりを変えることで何か後退したと思われるようなことになる懸念があるとしたら、それはあまり本意ではないので、もし、そこは明らかにこう変えたほうが良いというご議論があつて変えるのならいいのですが、そうでないなら、あえてちょっと後退をしたという印象を与えるような修正を今回する必要はないんじゃないかなという気がしますので、その点は精査したいと思います。

(司会)

他にいかがでしょうか。

永野委員さん、お願いします。

(永野委員)

私も中橋委員や知事のほうからもお話がありましたところについて、少し自分の考えを述べたいと思いますけれども、知、体は、それぞれ攻め口というか指標が非常にしっかりして、明らかに細かく打ち出される。それも現場も分かりやすいと思うんですけども、徳の部分では、学校だけでは、なかなか解決できない大きな課題となっています。特に、横断的な取組として出されている新規の不登校の出現率、従来の課題であったことを、もう1回しっかりしようとして出そうということですが、それは何の異論もないわけですけども、出現率を減らすということは、じゃあどういふその働きがあるのかとか、あるいは、90日以上欠席している不登校児童生徒に占める関係者の相談件数が増えればいいのか、

減ればいいのか、これどちらともとれるわけですね。

そういうところで、もう少し私たちの思いが伝わるようなことにしていかななくては、やはりご家庭でも何を基準としていいのかっていうところが分からなくなってくるのではないかなという、ちょっと心配はあります。例えば、幼稚かもしれませんけれども、この横断的な取組の対応の一つのテーマ性として、自他を認め認められる、そういう関係づくりをしていくとか、安心できる居場所づくりをしっかりと学校の中で作っていくとか、そういうことが見える形で打ち出されていければ、もう少し教員の仕事ぶりもはっきりしてくるのではないかなと思います。

以上です。

(司会)

事務局、いいですか。お願いします。

(事務局)

ありがとうございます。この徳の分野の目標につきましては、皆様方ご議論いただきましたことも踏まえて、特に、先ほども申し上げさせていただきましたように、やはり子どもたちの中では、この学校内外それぞれの必要な関係機関が異なる、必ずしも学校一辺倒ではなくて、必要に応じて学校外の支援を受ける場合も必要である、そういったこともありますので、そういったメッセージがしっかりと、これまでの総合教育会議でのご議論、また本日のご議論がしっかりと県民の皆様につながるような、そういった指標とさせていただきたいと考えておりますし、今、永野委員からもご指摘をいただきましたように、そういったそのテーマと申しますか、この指標設定にしても、その先にある望ましい形と有り様というものを、しっかりと伝えられるような指標に、また少し精査をさせていただければと考えております。

(司会)

それでは、他にいかがでしょうか。

よろしければ、次の議題に移りたいと思います。また、ありましたら最後にご意見いただければと思います。

では、次の学校における働き方改革について、こちらも事務局から資料の説明をお願いします。

(教職員・福利課)

教職員・福利課でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、資料3の「学校における働き方改革の推進」を用いまして、ご説明をさせていただきます。学校における働き方改革に関しましては、学校が抱える課題が複雑化・多

様化する中で、教員の長時間勤務の解消が喫緊の課題となっております。資料の左上の超過勤務時間の状況をご覧ください。国が平成 28 年度に行った教員の勤務実態調査では、45 時間を超える教員の割合が、小学校では 82.8%、中学校では 88.9%となっております。本県では今年度、校務支援員を配置している 30 校を対象に行った調査では、全国調査の時間数よりは少ないものの、45 時間を超える教員の割合が、小学校では 44.8%、中学校では 59.3%で、また、80 時間を超えるものとなりますと、小学校が 10.6%、中学校が 24.7%で、県立学校が校務支援システムを使った全校調査において、5.5%という状況です。

次に、校種別における超過勤務の主な要因等をご覧ください。小学校と中学校教員の平日における 1 日の勤務の流れと、超過勤務の主な要因を整理しております。

まず、小学校教員ですが、小学校教員は学級担任制が一般的ですので、音楽などは専科の先生が教えることもあるものの、基本的に担任の教員が全ての教科を教えることとなります。授業と授業の間には休み時間がありますが、宿題の丸付けや連絡帳への返信などをしておりますし、また、給食の時間も児童と一緒に時間を過ごすなど、在校中は休憩時間も取りにくく授業準備や事務処理を行う時間の確保が難しい状況にあります。超過勤務の主な要因としましては、担任業務、分掌業務、教科業務の順に多くなっております。なお、このうち黒丸の業務は必ずしも教員が担う必要がない業務で、例えば、担任業務の中の徴収金事務や、分掌業務の中の調査・統計等の事務は、校務支援員を活用することなどで教員の業務負担を減らすことが可能となります。

次に、中学校教員ですが、中学校教員は教科担任制で教科により授業時数が異なります。授業がない時間帯がありますが、その時間帯は生活日誌の点検や学級通信の作成などを行っております。また、部活動指導に関しましては、朝練習をはじめ、平日休日を問わず長い時間活動することも多く、長時間勤務の大きな要因となっております。中学校教員の超過勤務の主な要因は、部活動指導、教科業務、分掌業務の順に多くなっております。

なお、高等学校につきましても部活動の指導が長時間勤務の主な要因となっております。

このように、校種によって長時間勤務となる要因に違いがありますので、各学校の勤務実態に合った取組が必要となります。

続きまして、真ん中の国の動向のところをご覧ください。こうした教員の厳しい勤務実態を受け、昨年 1 月 25 日に、文部科学大臣の諮問機関である中央教育審議会において、学校の働き方改革を推進するための総合的な答申が取りまとめられました。併せて、公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインも策定されました。これまで学校には勤務時間に関する上限規制もなく、勤務時間を管理するという意識が希薄だったこともあり、このガイドラインにおいて自主的、自発的な業務を含め、学校教育活動に関する業務を行うための時間である在校等時間について、超過勤務時間の上限の目安を月 45 時間、年 360 時間以内とすることが示されました。

昨年 12 月には、このガイドラインを法的根拠になる指針に格上げするため、給特法の一部が改正され、指針が定められることになりました。この指針において、県及び市町村教

育委員会は、在校等時間の上限等に関する方針を定めるほか、方針の実効性を高めるために条例や教育委員会規則を整備することが示されました。このため現在、条例の整備などの作業を進めてるところでございます。今後は、この方針や規則に定めた上限時間を遵守できるよう取組を進めていくこととなります。

続きまして、現状及び課題をご覧ください。これまでの取組などを通じて6つの項目で整理をしております。

まず、勤務時間管理の徹底です。働き方改革を進めていく上で勤務時間の管理を行うことが前提となりますが、勤務時間管理が徹底されていない状況にありますので、まずは徹底を図る必要があります。

次に、働き方に関する意識改革ですが、子どものためであればどんな長時間勤務もよしとするという強い使命感からの働き方が長時間勤務を生む要因となっていました。教職員一人一人がこれまでの働き方を見直し、勤務時間を意識し、限られた時間の中でさらに計画的・効率的に業務を行おうとする意識を持つことが必要です。

3つ目の業務改善の推進ですが、部活動ガイドラインに沿った取組の実施など、一定の成果は見られていますが、業務量を削減し、業務の効率化を図っていく必要があります。

その下の業務の明確化と適正化ですが、新たな教育課題への対応などにより、学校や教員が担う業務が増えております。事務職員等との連携・分担をはじめ、保護者・地域等の協力により分担すべき業務など業務の明確化、適正化を進めていく必要があります。

次の部活動に関する負担軽減は、中学校、高等学校において部活動指導が教員の長時間勤務の主な要因となっております。部活動ガイドラインに基づき適切な休養日・活動時間の設定などのほか、部活動指導員など外部人材の活用を進めていくことが必要です。

最後に、学校を支援する人材の確保と活用ですが、必ずしも教員が担わなくてよい業務に、専門スタッフ・外部人材を活用することによって負担軽減につながっておりますが、学校の要望に合った人材の確保が課題となっております。

こうした現状及び課題を踏まえまして、右側に取組内容としまして、学校組織マネジメント力の向上と教職員の意識改革など3つの項目に分けて整理をしております。なお、取組内容のうち、朱色で枠囲いをしている取組につきましては、主に学校や市町村教育委員会、県教育委員会が連携し、PDCA サイクルを回しながら取り組んでいくことにしております。そのほか黒字で記載している取組は県教育委員会が行う取組として整理をしております。

まず、(1)の学校組織マネジメント力の向上と教職員の意識改革ですが、管理職のマネジメントの実践では、学校閉校日や定時退校日等の設定などのほか、教職員一人一人の意識改革のための研修を実施することとしております。また、学校訪問をする中で、取組の参考となる好事例を紹介してほしいとの要望をいただきますので、ホームページや通信の形で提供をしていくことにしております。このほか、学校組織体制の改善・強化として、効果的・効率的な教職員の配置の検討や、国に対して教職員定数の改善・充実の要望など

を行っていくことにしております。

続きまして、(2)の業務の効率化・削減ですが、統合型校務支援システムが令和2年4月から全ての市町村に導入されますので、このシステムの活用などICTの活用を進めることで、指導要録や学習評価等の電子化や教材等の情報共有など校務に係る業務の効率化・削減を図ることにしております。また、部活動につきましては、部活動ガイドラインに沿って、定めた休養日や活動時間等の適正な計画を立て着実に実施されるよう徹底を図ります。加えて、学校徴収金の徴収・管理業務の移譲や学校行事の精選や見直しは、先進的な取組を参考にしながら、取組を推進していくことにしております。このほか、県教育委員会の調査や照会、事業等につきましては、精選とともに削減・簡素化に取り組むほか、集合研修等につきましても精選による回数の削減等のほか、遠隔教育システムを活用した研修の拡充など学校現場の負担軽減を図ります。

最後に、(3)の専門スタッフ・外部人材の活用としましては、学習プリントの印刷など、教員の専門性を必要としない業務に従事する校務支援員や単独での部活動指導や学校外での活動の引率なども可能な部活動指導員など、教職員の負担感の軽減や長時間勤務の縮減に向けて配置、拡充を進めていきます。

学校における働き方改革は、これまでの教員の働き方を見直し、限られた時間の中で、効果的な教育活動を実現するとともに、教職の魅力を高め、志のある優秀な人が活躍し続ける環境づくりのために重要であります。今後も市町村教育委員会や学校などと連携しながら取組を進めてまいります。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

(司会)

ありがとうございました。

それでは、協議に移らせていただきたい思います。ただいまの説明などを踏まえましてご意見いただければと思います。よろしく願いいたします。いかがでしょうか。

(森下委員)

ご説明ありがとうございました。

私たちがこの働き方改革に関しては、先進地への視察もさせていただき、校務支援システムも見学をさせていただいた中で、これを有効に活用すれば本当に効果があるんだなっということを実感させていただきましたが、これはやはり、学校全体でどう活用していくのかというのが、勤務時間以外に、学力向上のためにどう使っていくのかとか、生徒さんのためにどう使っていくのかというところを教員の方々が実感していくといいますか、そういうふうな取組は本当に大事だなと思っていて、その辺が、管理職のマネジメントの実践のところ、どうしても勤務時間管理の徹底っていうようなところだけになっているのが、若干、気になっていて、生徒さんのためにどう活用できるのか、その効果だとかとい

うところを実感してもらおう働きかけといいますか、その辺がどこの部分に当たるのかというところが、ちょっと見えづらかったので、その辺について少し追加説明をお願いしていただいてよろしいでしょうか。

(事務局)

今ほど、教職員・福利課長からの説明、特にこの働き方改革という部分でご説明させていただきましたもの、教育委員の皆さまにご視察いただいた統合型校務支援システムにつきましても、後ほど触れさせていただくようにいたしますが、例えば、不登校への支援につきましても、システムの中で、個々の出欠状況が管理職が一目で分かるようになりますので、例えば、新任の先生のクラスで数日間来れなくなっている子ですとか、遅刻が増えているような子たち、そういう子たちを早期に発見するような、そういう取組にもつながっていくと考えております。また、当然学力の面につきましても、学習指導についても、それぞれの单元ごとの苦手なところを学校として見える化することですとか、そういったような活用というのは、十分に繋がると思っております、高知県では統一的なシステムを来年4月から全ての市町村で導入するようになりますので、その導入に向けた操作研修の中で、単なる操作の研修だけでなく、様々な効果があるということについて併せてご説明をさせていただき、周知を図っているというところでございます。

(司会)

他にいかがでしょうか。

平田委員さんお願いします。

(平田委員)

私も教員という道を歩んできた者として、この問題をいろいろな角度から考えてみましたが、なかなか短時間に結果を出せる問題ではないなというのが私の思いでございます。それはなぜかということでございますけど、大変古い頭で固定観念を持った頭で考えてますので、皆さんには理解しづらいかもしれませんが、資料の中の現状と課題でも取り上げられておりますけど、私は、教育というのは、人が人を育てる営みだと思っております。そこには、熱意とか愛情が求められていると思います。子どもたちを育てる目標があっても、ここまでという到達点はない。際限がないのが教員の仕事ではないかなと考えてる教員が多い。こうした教員によって、ある面、学校の活力が保たれている場合も多いのではないかなというふうに思っています。これが一つでございます。

もう1点、子どもたちはそれぞれ特性を持っておりまして、あることに対して10分間で理解できる子どももいれば、倍の20分を掛けても理解できない子どももいると思います。教員というのはこうした子どもを放置することができなく、決まった時間という物差しでは計れないケースが学校現場では多いと思いますね。そして、教員の仕事に対する満足感

とか使命感の意識をどのように変えていくのかということが働き方改革の大きなポイントではないかなというふうに思っております。教員の立場上いろんなことがありますけど、その2点を強く思っているところがございます。どうか、事務局の方々も学校籍の方々もたくさんおいでますし、学校現場の声、管理職の声を十分聴きながら取組を進めていただきたいと思っておりますし、教員としての意欲とかモチベーションが下がることがないような働き方改革であることを私は強く願っております。現在取り組んでる報告につきまして、(1) から (3) まで、ご説明していただきましたけど、現状では、この方向で本県の働き方改革は取り組んでいただきたいと思っておりますし、特に、統合型校務支援システムの充実を図っていただきたい。ここに働き方改革の何かあるのではないかという、大きな期待を私自身は寄せております。教員のモチベーションの在り方を十分考えながら、この改革を進めていただきたいというのが私の結論でございます。

以上です。

(司会)

事務局よろしいですか。お願いします。

(事務局)

ありがとうございます。

やはり、教員の方が働き方改革を進めることによりまして、意欲といいますか、モチベーションが断たれるようなことがあってはなりませんので、その辺は大事に取り組んでいきたいと思いますが、ただ、今回、給特法が変わりまして、勤務時間の意識なり上限のところを徹底させるためにというところがあります。その中でやはり、今までは、先ほどちょっと説明もさせていただきましたが、勤務時間に関する上限の規制があまりなく、勤務時間を徹底するという意識が弱いというところがありますので、子どものためであればという強い使命感を持ってこれまで取り組んできていただいたんですけども、その気持ちは大事にさせていただきながらも、限られた時間の中で効果的な教育活動を実現していただくように、先生のほうも意識を変えていただいてというところもありますし、これから教職を目指す方がやはり、教職に魅力を持っていただくような職場環境を整えていくことが大事だと思いますので、そういった職場になるようにというところで、働き方改革に取り組んでいきたいと思っております。

(司会)

平田委員さん。

(平田委員)

課長さんから説明していただきましたけど、私もいろんな報道関係から、教員志願者が

教員を目指す数字的なことも耳にしまして、この取組が進まなければ教員志願者が減ってくるという状況は大変なところにあると思いますね。そういう点も大変気にかかっておりまして、ちょっと前向きな意見は言えませんでしたけど、よろしくお願ひしたいという思ひは変わりはございません。

(司会)

他にこの件についていかがでしょうか。

(木村委員)

今、平田委員さんがおっしゃったこととほぼ同じことになるかもしれませんが、教員の皆さん方の意識改革ということが、子どもたちにとってプラスにならないような意識改革というのはあまり意味がないと思います。ただ、皆の先生が長くいるから私もいなくちゃいけないというような無駄な時間の使い方というのは実際にあるかどうか分かりませんが、そういうのは意識改革によって、早く終わるときは早く帰れるというようなことは大事かもしれませんが、ここにあまり重点を置くよりかは、効率化とか、それから外部人材の活用という、ここら辺に重きの力を置かないと、実態として、要するに子どもたちにとってどうかという視点から考えると必ずしもプラスにならない可能性が出てきますので、是非この2番3番をどううまく活用できるかということに重点を置くほうがいいんじゃないかなという気がいたしました。それと3番で運動部とか文化部の指導員が令和2年から大幅に増えますよね。これは実際にそういうふうにもう目途が立っての話なのか、あくまでこれぐらいまで増やしたいという目標値なのか、そこら辺ちょっとお教へいただけますか。

(司会)

お願いします。

(事務局)

はい。ありがとうございます。業務の効率化・削減、それから専門スタッフ・外部人材の活用に力を入れて頑張っていきたいと思います。専門スタッフ・外部人材の活用につきましては、令和2年度分の作成をしたのが1月下旬でしたけれども、予算の関係も踏まえた数値になっていますので、来年度はこちらのほうに記載しております人材で拡充しまして配置をしていきたいと思っております。それで、業務の効率化・削減を行っていくに当たりましては、まずは勤務時間の徹底といいますか、校務支援システムが入ってこれから勤務時間管理ができるようになりますので、実際に自分がどういう時間で働いているのかというような、今の勤務実態を自ら認識してもらって、その上でどういった業務の効率化とか削減ができるのかということにもつながってこようかなと思いますので、当然、業

務の効率化・削減とか外部人材の活用は大事だと思いますけど、併せてマネジメント力の向上と教職員の意識改革も行っていきたいと思います。

(司会)

はい。よろしいでしょうか。

それでは、次の議題に移りたいと思います。続きまして教育大綱の原案について事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

はい。資料4の第2期教育等の振興に関する施策の大綱(案)をご覧くださいければと思います。ページをおめくりいただきまして、まず目次でございます。教育大綱は5章立てになっております。第1章がこの大綱の策定、位置付け、第2章が高知県の教育等の現状の課題、第3章で基本理念と基本目標、第4章で基本方針と喫緊の課題に向けた横断的取組、第5章で基本方針ごとの施策というところでございます。

ページをおめくりいただきまして、まず1ページ目でございます。大綱の位置付け、期間等でございます。期間につきましては、令和2年度から5年度までの4年間、そして、進捗管理としまして、国の教育改革の動向、施策の進捗状況等を勘案し、適宜、見直しを行っていくこととしております。

2ページ目からは、高知県の教育等の現状と課題となっております。まず、この第1期大綱の取組の成果・課題について、改めてここで分析・評価をしていくところでございます。2ページ目につきましては、既に過去の総合教育会議等でご覧いただいているものになりますので割愛させていただきますが、2ページ目に全体の概要、そして3ページ目以降、基本目標の達成状況ということで、これも繰り返しになりますけれども、知・徳・体それぞれの分野について、知の目標については当初からは改善傾向にある。また6ページ目でございますように、徳の分野に関して不登校等については一定の課題が見られること。8ページ目でございますように、体の分野につきましても、これも一定全国水準には達しているというようなところを改めて伝えさせていただいております。9ページ目以降、現大綱の5つの取組の方向性に基づく主な施策の分析・評価ということで、この4年間の取組を総括しているということでございます。

ページをおめくりいただきまして、13ページ目ご覧いただけますでしょうか。13ページ目以降からは、この高知県の状況としまして、社会の状況として人口減少、少子化、高齢化の進行、そして14ページ目に児童生徒数の減少に伴う統廃合の状況、さらにページをおめくりいただきまして15ページ目、子どもたちを取り巻く厳しい環境について、そして16ページ目には新たな社会の変化でございますデジタル技術の進展と超スマート社会の到来ということでSociety5.0の到来の予測、さらにはこの高知県版Society5.0の実現に向けた取組の推進の必要性といったものについて記載させていただいております。16ペー

目下段には、主な国の教育改革の動きとして様々記載をさせていただいているというところがございます。

19 ページ目のほうご覧いただければと思います。19 ページ目には基本理念と基本目標がございます。こちらについては、先ほどご説明をさせていただきましたので割愛をさせていただきますが、21 ページ目でございますように、不登校に関する指標の状況につきましては、改めて文言等精査をさせていただければと考えております。

22 ページ目からが基本方針と喫緊の課題の解決に向けた横断的取組ということで、6つの基本方針、そして横断的取組1と2、それぞれ記載をさせていただいております、その次のページ23ページから26ページにかけて、それぞれの概要について記載をさせていただいたところがございます。

時間の関係もございますので、こちら辺りは割愛をさせていただきまして、具体的な内容としまして30ページ目以降、基本方針ごとの施策として、31ページから主なところを触れさせていただければと思います。

まず31ページ32ページお開きいただけますでしょうか。こちら第5章の基本方針の1にぶら下がる施策群としての「チーム学校の基盤となる組織力の強化」についてでございます。時間の関係がございますので、ポイントだけご紹介をさせていただきますが、32ページ目でございますように、チーム学校の基盤となる組織力の強化につきましては、対策としまして、教員同士が学び合い高め合う仕組みの構築。そしてその対策のポイントとしては、OJTの仕組みを構築すること、また各学校の組織的・協働的な取組を推進していくこととして、この主な取組の①にございますようなメンター制のさらなる拡充。そしてさらに教科のタテ持ち、教科間連携、そうしたものを組み合わせた取組の実施による学び合いの取組の推進を図っていくこととしております。

さらにページ飛びまして35ページ目をご覧いただけますでしょうか。こちらは、現大綱から次期大綱に向けて新たに項目として立てているものでございます。質の高い教員の確保・育成ということで、対策のポイントにありますように、教員採用候補者選考審査の実施方法や広報の工夫、資質・指導力の向上に向けた採用前後の研修の充実、こうしたものを推進することとしております。

また36ページ目、「チーム学校の推進による教育の質の向上」の取組でございます。対策としまして、教員の教科等指導力の向上として、新たな学習指導要領が来年度から始まりますので、こうしたところに向けまして、主な取組にありますように、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業づくり講座の拡充といったようなところを記載しているところがございます。

ページを飛ばさせていただきます、44ページ目ご覧いただければと思います。44ページ目から、基本方針のⅡにあります「厳しい環境にある子どもへの支援や子どもの多様性に応じた教育の充実」の中の施策群の「Ⅱ-1 多様な課題を抱える子どもへの支援の充実」でございます。この部分につきましては、1ページおめくりいただきまして45ページ目の

下にありますように、対策Ⅱ-1-（3）として相談支援体制の充実強化を掲げております。対策のポイントとしまして、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの重点配置や専門性の向上、心の教育センター機能や相談支援体制の強化、を図っていくこととしております。

ページをおめくりいただきまして、49 ページ目お開きいただけますでしょうか。こちらは同じく「厳しい環境にある子どもへの支援や子どもの多様性に応じた教育の充実」のうち、「特別支援教育の充実」でございます。これも、現大綱から次期大綱に向けて新たにこの施策群として加えたものでございます。対策としまして、障害の状態や教育的ニーズに応じた指導・支援の充実、ここのポイントとしましては、多様な学びの場を担う教員をはじめ、全ての保育者、教員の専門性の向上を図るために、主な取組の①にございますように、保育所・幼稚園等における特別な支援を要する子どもへの対応力の向上を図るために、全ての保育者を対象とした研修を実施すること、こうしたことを記載しているところでございます。

続きまして 52 ページ目お開きいただけますでしょうか。こちら、基本方針Ⅲの「デジタル社会に向けた教育の推進」のうち、「先端技術の活用による学びの個別最適化」でございます。対策のポイントにありますように、遠隔教育システムによる授業配信、ICT の活用による習熟度に応じた個別学習、先端技術を活用した新たな教育方法の開発と普及・展開を図っていくこととしております。

また、ページをおめくりいただきまして 53 ページ目でございますが、こちらにも対策としまして、学校の ICT 環境の整備ということで、タブレットの整備ですとか無線 LAN ネットワーク環境の整備、さらには、さきほど議論いただきました主な取組の③にございますが、統合型校務支援システムの導入の推進を掲げているところでございます。

隣の 54 ページ目につきましては、「デジタル社会に向けた教育の推進」のうち、「創造性を育む教育の充実」として掲げております。まず 1 つ目として、プログラミング教育の推進について、54 ページ目に記載させていただいているとともに、55 ページ目、AI 人材育成のための教育の推進として、主な取組の①にございますような AI やデータサイエンス分野で活躍できる人材の育成に向けた、高校と大学と連携した学習内容等の研究を進めることとしております。

続きまして 56 ページでございますが、「中山間地域をはじめとする各地域の教育の振興」の施策群でございます。こちらにつきましては、対策のポイントにありますように、中山間地域における多様な教育機会の確保、また特色ある学校づくりに向けまして、主な取組の③にございますが、中山間地域の小規模校に対する教育センターからの遠隔システムを活用した授業配信等を推進していくこととしております。

ページをおめくりをいただきまして 59 ページ目には、「学校・家庭・地域の連携・協働の推進」という施策群の下に、こちらでは地域学校協働本部、既に多くありますけれども、この地域学校協働本部に民生委員・児童委員の参画をいただきながら進める高知県版地域

学校協働本部の推進を位置付けているところでございます。

また 61 ページ目でございますが、こちらには「就学前の教育・保育の質の向上」として、隣の 62 ページ目でございますけれども、保幼小の円滑な連携・接続の推進ということで接続期カリキュラム等の実践・改善の取組を促進することとしております。

そして、次に 65 ページ目をご覧くださいと思います。65 ページ目からの「生涯にわたって学び地域社会に生かす環境づくり」という施策群でございますが、ここでは、ページをおめくりいただきまして 67 ページでございます対策として、多様なニーズに対応した教育機会の提供ということで、対策のポイントでございますように、社会的自立に困難を抱える若者に対する修学・就労に向けたきめ細かな支援、また公立中学校夜間学級の設置等、県民の多様なニーズに応じた学びの場を提供していくこととしております。

68 ページには「私立学校の振興」、そして、70 ページには「大学の魅力の向上」、72 ページに「文化芸術の振興と文化財の保存・活用」、さらには 75 ページからの「スポーツの振興」ということで、こうした知事部局の取組についても記載をさせていただいてるところでございます。

また、77 ページ、「児童生徒等の安全の確保」の対策につきましては、安全教育・安全管理の充実、また 78 ページでございますような南海トラフ地震等の災害に備えた施設整備の推進、さらには、長寿命化改修など教育施設の計画的な整備の推進ということ掲げているところでございます。

そして、80 ページ目以降、横断的取組を記載しております。「不登校への総合的な対応」につきましては、取組のポイントとしまして、まず、不登校の未然防止と初期対応に関しては、不登校を生じさせない学級・学校づくりを進めること。さらには、この対策のポイントの中段でございますが、早期の情報共有による支援体制の構築、兆しの見えた初期の段階でのチーム支援の強化を進めること。こうしたことを主な取組としまして、先ほど委員からも触れいただきましたけれども、81 ページ目の⑦でございますように、各小・中学校に校務支援システム等を活用した児童生徒の情報収集や関係機関との調整が可能になります。さらには、こういった調整を行う不登校担当者を位置付けること、そういうことを通じて学校の体制を強化していく方針を掲げております。

また、82 ページ目には社会的自立に向けた支援の充実という観点から様々な取組を記載させていただいております。横断的な取組になりますので、ここに掲げておりますそれぞれの取組については、再掲のものも多くございますけれども、それぞれ横断的に教育委員会全体として、また、知事部局とも連携しながら進めていくことによって、不登校という課題に対してしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして 84 ページ目からは、「学校における働き方改革の推進」ということで、こちらの施策につきましては、先ほどご説明をさせていただきましたので割愛をさせていただきますが、取組の観点としては、学校組織マネジメント力の向上と教職員の意識改革、これが 84 ページ目の取組でございます。85 ページ目で業務の効率化・削減、そして、86 ペ

ージ目に専門スタッフ・外部人材の活用となっております。

すいません。駆け足で恐縮でございますが、私からの説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

(司会)

はい。ありがとうございました。

それでは、協議に移らせていただきたいと思います。ただいまの説明などを踏まえましてご議論をよろしく願いいたします。いかがでしょうか。

木村委員さんお願いします。

(木村委員)

はい。直接関係ないかもしれませんが、中身については事前に見せていただいて、非常によくまとまっているなと思ったんですが、高知で学ぶ子どもたちが高い学力を身につけて、高知県と言わず、日本や世界で活躍するような子どもたちになってほしいという思いは非常に強くあるわけですが、全ての子どもたちがそうなるわけではなくて、大半の子どもたちは、高知に根差して、様々な仕事を通じて、それぞれの地域で貢献、担っていくような子どもたちに育ってもらいたいというほうが、むしろ人数的には多いというふうに思います。その中で、地域で根差して活躍していく、大人になっていくためには、やはり本当の意味でこの2番目に書いてあります、郷土への愛着と誇りを強く持っている子どもたちということが大変必要な条件になってくると思います。

少し飛んだ話になりますが、経済同友会で「Gross Kochi Happiness」という指標を作って、高知の人がどれだけ幸福を感じているかというアンケートを過去5回ほど取りました。他の県でも4、5県、東京も含めて荒川区なんかも含めてあるんですが、5回アンケートした中で高知に住む人の一番悪いときで72%、高いときで76%かな。かなり高い数で、高知で暮らして幸せだと感じて、若しくは大いに感じてという方がおります。あわせて、たくさんある質問の中でリンクをさせると、高知のことが大好きだと、非常に愛着があると、高知を誇りに思っているというような方々が、高知で暮らして幸せだというふうに答える率がすごく高いと。だから、子どもたちにふるさとへの愛着と誇りを持つてというわけじゃないですが、それが将来、例えば大学で県外へ行ったとしても、いつかは自分の地域へ戻って、その地域を支える人間になるということに多分つながるんじゃないかというふうに私自身は思います。それが基本理念の中ではしっかり書かれてるんですけども、高校においては、中山間地域を中心に子どもたちが地域の課題を考えたり、地域をどう見ていくかということをやっている学校が幾つもあって、本当に頼もしいと思うんですけども、小・中学校において高知県のことを知る授業といいますか、自分の住んでる街を知る授業というのが随分減ったような気がして、多分、大人になるにつれ、高知のことを知るんですけど、もっともっと自分の地域に愛着を持つ、誇りを持つような土壌を作るようなこ

とが、小中学校においても必要じゃないかというふうを感じるわけですけど、地域との連携のところを見ても、地域が子どもたちにどう関わってくれるかということが中心で、子どもたちが地域にどう関わっていくかということがあまりうたわれてないというような気がするので、そこら辺もそれぞれの学校にお任せするのもかもしれませんが、是非そういった観点もこの中に入ったらいいのになというふうな気がしました。

長くなってすみません。

(事務局)

ありがとうございます。今ご指摘いただきましたところについては、まず、来年度から始まる小学校の学習指導要領、これは根本の考え方として、社会に開かれた教育課程という、これは単に社会の出前授業をやってもらうという話だけではなくて、やはり教育の目標であるとか人材とかそういったものを社会と共有していくということになっておりますので、あらゆる部分で、先ほど委員おっしゃっていただいたようなことは関連してくることかと思っております。

また、それを具現化する取組としまして、すいません、先ほどちょっと説明を飛ばしてしまいましたが、59 ページ目でございますように、この学校・家庭・地域の連携・協働の推進といったところ、ここの中での主な取組としまして、①のところの例えば地域学校協働活動として、ふるさとについて学び考える郷土学習等の取組ですとか、様々な地域課題に関する地域課題解決学習、さらにはの④としまして、先ほど申し上げたような社会に開かれた教育課程を実現する上でのコミュニティ・スクールの導入促進といったようなものも掲げさせていただいてございます。さらには、委員ご指摘いただきましたように、特に高等学校におきましては、56 ページ目の②にありますような探究型の学習としまして、その地域の課題について学び、各教科の学習と組み合わせながら学びを深めていく。やはり知ることが愛着につながっていくという点はあろうかと思っておりますので、こうした取組は、様々なところに記載をさせていただいているということでございます。

(司会)

はい。他にいかがでしょうか。

はい、永野委員さんお願いします。

(永野委員)

2点あります。まず、いつも聞けない、教育委員会の中では協議できないお話、スポーツの分野ですけども、76 ページお願いしたいと思います。オリンピックも終わった後のいわゆる方向性というので教育の分野の中からの見方という、最後のほうにオリ・パラのことも出てますけれども、私は、強くするというのも大変重要なことで、それに全然異論

はないんですけども、いわゆる障害者スポーツと健常者との交流の促進とか、そういった観点の目線があるのかどうかというのを、まず1点目聞きたいということです。

(スポーツ課)

スポーツ課でございます。

第2期の高知県のスポーツ推進計画を平成29年の3月に策定しまして、毎年、バージョンアップにより改定しております。その中で今回、バージョン3に改定する中で様々議論をいただき、3月の末の改定に向けて進めているところであり、オリンピック・パラリンピックの関係につきましては、同様に教育大綱と同様な形で、計画の中に3つの施策の柱に横断的に関わる方向性ということで位置付けております。その中で、オリンピック・パラリンピックが終了した後を見据えても、特にパラリンピックの教育を県内でも取り組んでいるところでございますし、またホストタウンという形で地元の市町村、自治体でも具体的な取組をしておるところでございます。そうした中、今回、計画のバージョン3において拡充する施策として、障害者スポーツの推進ということをしかり位置付けております。障害の有無にかかわらず、誰もが参加しやすいスポーツ環境づくりを進めることとし、特に関心のあるニュースポーツであるボッチャとか、新たにオリンピックの採用種目になるものなどもターゲットにして、競技の普及とあいまって障害者の方も健常者の方と一緒に取り組めるような仕組み、取組なども考えて、オリンピック・パラリンピックのレガシーという形で取組、方向性を、今、打ち立てていこうとしているところでございます。

以上です。

(永野委員)

はい。ありがとうございました。

では、もう1点だけ。あと、AIに関してですけども、AIと学力に関してですが、直近のいわゆる下調査で読解力がまた日本は落ちたということですけども、その原因の一つに、いわゆる機器を操作できなくて解答できなかったという、非常に割合が高いということも分析されておりますけども、こういった面で高知県の子どもたちがそういう不利な状況にならないような対策というのは、既にご用意されてると思いますけれど、その点もう少し詳しくお話しただけませんか。

(事務局)

はい。そちらにつきましては、53ページ目、学校のICT環境の整備の部分お聞きいただけますでしょうか。これまでも、永野委員から総合教育会議の場でも特に学校間でそういったところの格差が生じないようにということでご意見をいただいております。主な取組にありますように、まず、①でこの学習用タブレット端末の整備。こちらにつきましては、先般、高速ネットワーク環境の整備、また端末、個人用パソコンの整備に関する国の

補正予算が成立したところでございます。こういったものをしっかり活用していく。国が示すロードマップに沿って、ここでは県立学校におけるというところで計画的に進めますというふうに言っておりますけれども、さらに市町村立小中学校での1人1台端末の整備については国が4.5万円の定額補助というようなスキームを示しております。こちらをうまく活用するためには、やはり広域的な調達というものが必要になってまいりますので、各市町村で差異が出ないように、今回のスキーム自体4.5万円の定額補助ということで、非常にそういった差異が出にくいものでございますけれども、一方でやはり小規模自治体は、数が少なくなりますと、それぞれ個々に契約した場合には、どうしても交渉力の面で弱くなってしまいます。そうしたことがないように、広域的な調達を支援することで、県としても、しっかり委員ご指摘の学校間また生徒同士での格差が生じないような、そういうしっかりした教育環境を構築していきたいと考えているところでございます。また、無線LANネットワーク、学校のネットワーク環境についても同様のことが言えますので、そうしたところについてしっかりと県として市町村をサポートしながら、この国の補正予算をしっかりと活用して、求められるような教育環境が実現できるように取り組んでまいりたいと考えております。

(永野委員)

ありがとうございました。1つお願いなんですけれども、研修も教育センターが随分充実してやっていただけるということなんですけれども、子どもはすぐ慣れますけれども、やはり大人のほう教員のほうは、なかなか機器を操作できないということがあると思います。そういう不安があると思いますので、是非そういった面で、出前でもいいので、積極的に学校に出て行って、そういったものをきちんと広めていただきたいというふうに思います。お願いします。

(司会)

はい、木村委員さんお願いします。

(木村委員) 度々すみません。多分ここにおいでの方の皆さん方の中で、私と平田先生だけが1960年のオリンピックをはっきり覚えている世代だと思うんですが、私、小学校6年生のときに東京オリンピックがありまして、その後、休み時間になると、ほぼ全生徒が運動場とか体育館に行ってマットの上で前転したり、とにかくオリンピックオリンピックで、子どもたちの向いてる方向、スポーツへすごく向く。おそらく今年のオリンピックでも子どもたちがスポーツに大きな関心を持って、多分スポーツの振興にとっては絶対のチャンスだと思いますので、これをうまくいかさないといけないということと同時に、世界ということを感じられる大きな機会でもありますので、この千載一遇のチャンスを是非子どもたちにとってプラスになるように生かしていただきたいなと思います。

(スポーツ課)

はい。正しくそのときが私きつと来ると思っております。と申しますのもオリンピック・パラリンピック、先ほど中島のほうが永野委員の質問に答えましたけども、立派な関連施策を横断的に位置付けて取り組んでいるわけですが、事前合宿のまず決定をしております。チェコとシンガポールでございます。チェコはカヌー、陸上、水泳。シンガポールがバドミントン、水泳。チャンピオンもそれぞれおりますので、世界の方々を間近に見れる。

あとは、事前合宿をかなり長期でやっておりますので、その瞬間だけ見るのではなく、触れ合いの中も見れるし、実際に教わっている。またその地域に住み込んで強化活動をしたりしておりますので、非常にそれは地域の方にも一瞬の目だけではなくて、ぐっとう胸に響くものがあるだろうと思っております。それが報道関係の協力によりまして、やはり高知県でも広がっていると思しますので、レガシーを含めてしっかりやっていきたいということと、終わっても交流も含めてやるという覚書のことになってますのでやっていきたいと思っております。

あとは、オリンピック・パラリンピックは全国、世界中に均等に知らされているわけでございます。何を私申したいかと申しますと、都道府県対抗の国体が46位という結果です。たかだか46位でございますが、5年間続いた最下位から脱出したということで非常に価値あることだと思っております。この全高知チームというオール高知チーム制を敷いて取り組んでおりますけど、たかだか2年ぐらいの施策でございます。これはずっと歴史ある競技団体の皆さんがジュニアから系統立ててやってきた取組の成果がやっと出てきた。それがこのような総合教育会議と同じようにスポーツの県民会議もございまして、知事出席の下、県を巻き込んでの議論にスポーツとか保健体育が入ってきたということが非常に大きなことと思っております。

先ほど申しました、各都道府県対抗でいいますと47都道府県均等に行っておりますけれど、その中でも特に気持ちを込めてしっかり施策を持って取り組んでいかないと、やはり弱い46位、45位、47位では子どものこの自己実理というのは引き出すことはできません。しっかりそこら辺は生涯スポーツとあいまってスポーツ技術も重ね合いながら進めていきたいと思っております。

以上でございます。

(司会)

はい、平田委員さんお願いします。

(平田委員)

この第2期大綱(案)は事前にいただいておりましたので、私も一応目を通させていただきまして、本当に事務局の職員の皆さんの仕事に対する質の高さを感じております。1

期を受けて2期ということで大変分かりやすく整理をさせていただいていると思います。

大きく変わった点は、ご説明もございましたけど、デジタル社会へ向けた教育の推進というのが1期と比較すれば大きく変わったのではないかとということで、私自身はこれから未来を生きる子どもたちにはこの教育が必要だと思っておりましたので、大変良かったなというふうに思っております。

国のほうも、今、課長からご説明もありましたけど、予算確保もして国としても施策を推進しようとしているということも新聞等で見まして分かりました。そこで、この教育を進めるに当たっては、私、先ほども意見が出ておりましたけど、施設の問題と指導できる教員の養成というこの2点が取り組まなくてはならない点だと思います。

ちょっと52ページからの資料を見ましても、学校によって設備の状況が違うという表現もございますけど、ありのままお話をすれば、本年1月に教育長、教育委員の研修会が高知でございまして、私は、それにちょっと参加をしておりまして、学校の情報化という研修もございました。そこで最後の閉会の挨拶で役員の方から「本県は、ICT教育は全国と比較すれば大変遅れている、皆さん取り組みましょう」というような内容のご挨拶がありまして、私はあれあれと、そんなに遅れているかなと思ってみたりしたわけでございます。おそらく意味したのは施設設備の関係だというふうに私は受け取りましたけど、この教育を第2期大綱において推進するに当たって、過去におきまして、高知県としての施設設備の状況だとか、指導できる教員だとか全国的な数値評価があったように思いますけど、現在はどうなっているかわかりませんが、大ざっぱに私が聞いた内容はどうなのか、どういう状況の中で第2期大綱ではこのデジタル教育を推進していくのかと思っているのか、事務局でちょっと分かればお話をさせていただきたいと思っております。是非第2期大綱に向けては、この方向で事務局の方に取り組んでいただきたいという思いを持ってこの資料を見させていただきました。

以上でございます。

(司会)

事務局、いいですか。

(事務局)

はい。まず、本県の教員のデジタル化に関するもの、すみません、今ちょっと精緻なものが手元にございませませんが、特別そういったものが苦手というような数値にはなっておりませんが、やはり今般、先ほどご説明させていただきましたように、環境としてはしっかりと整ってまいります。やはりそこは、今後は、永野委員、平田委員ご指摘いただきましたように、教員がいかにこれを使いこなせるかというところが全て鍵を握っていると考えております。

今ご覧いただきました大綱の中でも、様々な研修ですとか、国での育成の研修、そうい

ったものへの派遣を掲げておりますし、また今般、教育センターも ICT 環境を整備して、教育センターでの研修の中でもそういう活用能力を高めるようなこととしております。教員の育成についても、しっかりと環境の整備と両輪で進めてまいりたいと考えているところでございます。

(司会)

はい、知事お願いします。

(濱田知事)

時間も少なくなったので、ポイントだけ示させていただきます。先ほどの基本目標のところの関連なんですけど、徳育だけでなく知育と体育のほうも後退感がないようにというところは配慮したいと思います。知のほうもさらに上位を目指すというのが、現大綱では入っているので、それを落とすと、後退したのかという感じになるので、むしろそういう具体的な項目別のところを上げていくことで、平均以上を目指すことによってさらに上位を目指すと書けば後退感がなくなります。というのが一つ。

それから体の分野について、全国上位にという小学校の体力が平均に変わる感じになるので、イメージ的に後退感があるんですけど、8 ページを見ていると、現大綱を作った時点では、平均より上になったからさらに上位を目指そうと思ってたんだけど、その後の推移でまた平均より下になってしまったから、改めて平均の上というところの目標を再設定すると、結果的にちょっと後退したように見えるということでしたら、PDCA の CA の大事な部分なので、8 ページは、もうちょっと丁寧に説明を書くようにしたいと思います。

(司会)

お願いします。

(事務局)

はい。まず体力の分野につきましては、ご指摘いただきましたとおり、現状値を比較したときの目標値ということで今回平均以上というふうになっておりますので、その点については、説明のほうに丁寧に書き直させていただくようにいたします。

また、知の目標についても、後退したように見えないような表現についてしっかり検討させていただきます。

(司会)

はい。時間のほうが大分少なくなってまいりましたが、他にいかがでしょうか。中橋委員さん、森下委員さんよろしいですか。教育長、最後をお願いします。

(伊藤教育長)

最後に、働き方改革のことで、森下委員からご意見いただきました時間のことでいうと、それぞれの資料に書いてますけど、やはり負担軽減はもちろんです、個々の児童生徒に寄り添った指導をするための時間を生み出す、生徒と向き合う時間を生み出すために働き方改革を進めているんだという、それが前提にあります。

環境整備がずっと進んでますけども、やはり教員の方々が自らやりたいと思う気持ちは大事にしなければなりませんけども、限られたリソースの中で、それをどうやっていくかということの中で、マネジメント力の向上といいますか、教員の意識改革のほうもやはり併せて進めていただかないと、なかなか働き方改革は進んでいかないのかなと。そこについては、この3つの方向性でしっかり取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

(司会)

他に、全体を通してご意見等ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

本日いただきました大綱の原案に対しますご意見を踏まえまして、事務局で最終調整を行いまして、今後パブリックコメントを実施いたします。そのパブリックコメントにいただいたご意見を踏まえた最終案を取りまとめまして、大綱の策定手続を進めさせていただきますと思います。

それでは以上をもちまして、令和元年度第5回高知県総合教育会議を閉会させていただきます。皆様どうもありがとうございました。